

令和8年度 教育委員会 第3回定例会 議案

1 日 時 令和8年5月7日（木） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）報告事項

（3）閉 会

第3回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	令和8年5月県議会臨時会に報告する案件	非

令和 8 年 5 月県議会臨時会に報告する案件

令和 8 年 5 月県議会臨時会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 専決処分事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

教育総務課

(1) 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 5 月 7 日次のとおり専決処分したので報告する。

(2) 内 容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和解する。

賠償金額	220,671円
賠償・和解の相手方の住所、氏名	裾野市大畑54番地の4 大塚 紀美
和解事項	今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。
事件の概要	令和 7 年 5 月 26 日、県有車両が、御殿場市神山1925番地の327において、駐車中の車両（所有者 大塚紀美）に接触し、損害を与えたものである。